

平成21年度 第1回文化財審議会議事録

日時 平成21年6月17日(水) 午後4時30分～

場所 鳥取市役所本庁舎6階全員協議会室

出席者 委員 星見清晴(会長)・山本晴恵(副会長)・浅川滋男・高田健一・安東尚文
(欠席1名)

事務局 中川俊隆(教育長)

平川 誠(文化財課長)・谷岡陽一(課長補佐)・佐々木孝文(文化財
専門員)

1 教育長あいさつ

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 旧岡崎邸について

(1) 審議会開催の趣旨

教育長：

旧岡崎邸の取り扱いについて、鳥取市教育委員会としては「特に文化的価値が高いと認めるに十分な根拠が得られなかったために文化財審議会に諮問を行っていない」という立場をとっているわけでございますけども、この立場について皆さんのご意見を伺いたい。

会 長：

今日の協議は旧岡崎邸について。

今までの経緯について、事務局のほうから説明をお願いします。

(2) 経過説明

事務局：

これまでの経過等について。

旧岡崎邸については、平成13年度から、文化財審議会での取り扱いについて協議いただいている。

平成14年には、調査チームが結成されて岡崎邸と池内邸の調査が行われ、報告書が作成されている。

この報告書を受け、平成15年1月の文化財審議会では、旧岡崎邸の取り扱いについて議論し、建造物については、報告書の内容、建物の保存状態もあって、平成15年からの近代和風建築総合調査の中で、鳥取市内の近世近代の歴史的な建造物を概観した上で、この岡崎邸の取り扱いについて判断をすべきというご意見をいただいた。

近代和風建築の総合調査は平成15年～17年に鳥取県で実施され、報告書が平成19年に完成し、鳥取市内にも相当数の歴史的建造物があることが判明している。

今年3月に所有者が変わり、解体工事を始めたことから、保存団体から保存の要望の声があがり、文化財課も写真記録等の作成を行った。

6月に入り、保存団体から、旧岡崎邸の現地保存について、一万人弱の署名を添えて市議会に対する陳情書が提出された。

この陳情そのものは議会に対して保存を求めるもので、具体的に文化財指定を求めているものではないが、これまでに文化財指定が話題になったり、求められたりした経緯もある。教育委員会としては、近代和風建築総合調査の結果を考慮し、文化財指定は難しいと判断している。

(3)「旧岡崎邸について審議会に諮問しない」という事務局の判断の是非について

会 長：

文化財指定について文化財審議会に諮らなかつた教育委員会の判断について、ご意見をいただきたい。

委 員：

旧岡崎邸に、歴史的価値が無いというわけではない。どんな建物でも歴史的価値はある。鳥取県近代和風建築調査の際、市内に存在する900棟以上の建造物（幕末～戦前）が1次調査でひろいあげられた。その物件すべてが登録有形文化財になる価値をもっている。岡崎邸もちろん登録文化財としての価値はある。しかし、指定となると話は別だ。指定の対象は900件のなかで歴史的価値・芸術的価値が突出したものでなければならない。残念ながら、岡崎邸にそれだけの価値はみとめられない。

岡崎邸のいちばんの問題は当初規模の1/3ほどしか建物が残っていないこと。調査報告書の平面図や復元図をみても、あるいは現地を訪れても、「武家屋敷」という印象が薄い。建物の中にも、そこが武家屋敷のどの部分なのかよくわからない。武家屋敷の場所が一部分では確認できるかもしれないが、2階の手すり彫刻などからあきらかなように、全体的にはやや新しいものに感じられる。幕末から明治初期までの全体像の中で何%が残っているのか。ただ、改造が多いから文化財価値が低いわけではない。文化財の価値は当初のものだけにあるのではなく、歴史の積み重ねの全体にオーセンティシティがある。とはいえ、他の建造物と比較して、この物件を先行して指定せざるを得ない理由はとくに見いだせない。

委 員：

歴史的な重要性はあるが、建築物としての指定ということになれば疑問に思う。

だから取り壊せと言っているのではない、保存したいなら保存したいで、文化財指定以外の方法があるのではないか。

委 員：

今、審議会に求められていることは指定するかしないかでは無い。価値の高いものから順位付けし、選別するという指定としての価値判断を求められれば、指定は難しいと思う。

現在、建物の保存の方法は文化財保護法での保存以外でも考えられる。例えば、歴史まちづくり法などの別のやり方で保存を検討していく余地もある。鳥取の歴史の中では無視できない建造物であり、鳥取の歴史の一つの要素として活用する方法もある。ただし、復元するかどうかは別問題。歴史的環境の一部であるものを無くしていいかという議論が必要だと思う。

委員：

当初の1/3しか残っておらず、改造の著しいあの建造物を保全展示しようとするならば「復元」という介入を避けて通れない。ほかにどんな方法があるというのか。「復元」するには証拠がすくなくすぎるし、かりに復元を実行するなら巨額の経費が必要になる。

事務局：

教育委員会事務局が文化財審議会に諮問しないという判断については、妥当ということではよろしいか。

委員：

鳥取市に残されている歴史的建造物の中で、岡崎邸が突出して文化財指定に値するかというと、なかなかそうはいかない。

(4) その他の意見

委員：

保存団体が、再調査を強く要望しているが、市としてはどう考えているか。

事務局：

市としては、再調査をする考えはない。平成14年に行った旧岡崎邸・池内邸建造物調査報告書および平成19年度に報告された鳥取県近代和風建築総合調査の結果により判断している。

委員のコメントの中に、現在示されている文献資料では建築年代や変遷など確定的なことは言えないので専門的調査が必要ではないか、という所見はある。

委員：

旧岡崎邸については、既に多額の公費を投じた調査が行われ、報告書が刊行されている。この報告書で足りない部分があるとすれば、自主的に調査することもできたはずなのに、それをしないまま今に至っている。他者に再調査を要請する前に、自分たちが専門家を組織化して調査することはできたはずだ。

会長：

様々な問題を含んでいる中で、大切なことはやはり地元の方、鳥取市の市民の方々

が旧岡崎邸のすばらしさを認識し、これを利用すべく説明がきちんとでき、案内もできるようになるような地盤を作っていかなければならない。利活用できる体制を整えなければ現地に残したとしても宝の持ち腐れとなってしまう。

委員：

文化財保護法の枠組みの中だけで保存をしていこうとすると、価値基準とか維持の問題など、どうしても限界がある。例えば今、旧岡崎邸より価値が高くて文化財指定の意義が高いというものがあっても、現状で危機に瀕しているのは岡崎邸であるという順位付けは可能だと思う。そういうところも踏まえて判断をしていただきたい、という思いが一方ではある。議論として筋道は通していく必要があるけれども、何らかの方策は打っていくべきではないか。文化財保護指定という法律の網ですくっていくのは限界がある。それ以外の方策でなんとか古いものが残っていくという仕組みがどうしても必要だろうと思う。

委員：

いろいろな保存の方法があるということだ。その方法を検討した方が良い。景観法や歴史まちづくり法などの国土交通省系の新しい法制を使う方法と、所有者に対して市なり県が指導しながら、今ある建造物を保全しながら新しい施設に変えていく方法もある。いくつかの方法があるのに、この文化財指定以外の方法しかないと捉えるのは間違いである。